

事業計画策定にあたっての留意事項等（重要）

（文化財の保護について）

今回の指定管理者制度の公募により、事業計画を提案される中で、田尻歴史館の外観・内部の現状を変更しようという計画が出てくる場合もあるかと思いますが、文化財保護法、大阪府文化財保護条例を遵守しなければなりません。文化財保護が第一義で、活用はその次です。

建物に対して傷をつけるような現状変更は許可できません。付帯で設備を付ける場合はすべて仮設で実施するというのが基本です。

事業計画を策定される場合で、特に外観・内部の意匠の現状変更を伴うような計画の場合は、多種多様な現状変更が想定されますので、事前に個別でご相談ください。

なお、現状変更には大阪府教育委員会の許可が必要となります。

（来館者駐車場について）

田尻歴史館には駐車場がありませんので来館者用には下図の駐車場（田尻町立公民館駐車場①、交流広場駐車場②）を利用するようご案内ください。それぞれの施設利用者駐車場ですので、満車となる場合があります。また、各施設利用者の駐車の影響となる場合や各施設の都合等により、利用できない場合があります。

歴史館に勤務する職員・従業員の駐車はできません。職員・従業員用には指定管理者（または個人）において民間駐車場をお借りください。



（消防設備点検・自衛消防訓練について）

消防設備点検及び自衛消防訓練は年２回実施が必要です。

毎年、田尻歴史館は文化財防火デーの時に消防署の立入り検査が行われます。また、３年に１度、文化財防火デーに係る泉州南広域消防本部・田尻町消防団・指定管理者による合同の消防訓練が行われ、歴史館職員も参加して歴史館備え付けの屋外消火栓の放水訓練を行います。放水訓練使用後の屋外消火栓用貯水タンク給水費も指定管理者の負担です。

施設名	田尻歴史館		
防火対象物	構造	RC 及びW	
	規模	2 F	
消火設備	粉末消火器 10 型		26
粉末酸消火設備	消火器 4.5 k g		4
消火栓設備	貯水槽（9 m ³ ）		1
	電動機制御装置		1
	加圧送水装置（電動機ポンプ）5.5KW		1
	呼水装置		1
	消火栓設備（ホースノズル含む）		1
	配線点検一式		1
自火報設備	受信機	P 型 1 級	10/10 L
	発信機	P 型 2 級	4
	音響装置	主音装置	1
		地区音響装置	4
	感知器	差動式	空気管式（分布） スポット型
			8 39
		定温式	スポット型
		煙感知	光電式
誘導灯設備	避難 10W（電池内蔵）		2
	" 20W（ " ）		4
	配線 1 式		1
避難器具	避難はしご（２階に設置）（予定）		1

(植栽管理について)

植栽管理については、日々の除草・散水・薬剤散布等が必要のほか、下記の仕様を参考に定期的な植栽の管理（造園などの専門業者委託）が必要です。

1. 剪定植木

・高木〔カシ等〕	45本	1回／年	適切な時期に施工
・高木〔仕立て松剪定〕	27本	1回／年	適切な時期に施工
・中木（細）〔カシ等〕	29本	1回／年	適切な時期に施工
・中木〔仕立て剪定〕	2本	2回／年	適切な時期に施工
・寄植・玉物等〔低木〕	570 m ²	2回／年	適切な時期に施工
・下草除草	2,000 m ²	3回／年	適切な時期に施工
・伐採物ゴミ処理・焼却	1式		剪定時

2. 薬剤散布・消毒薬	1式	3回／年	4月下旬・9・11月施工
石灰硫黄合剤	1式	1回／年	冬季施工

3. 施肥料・混合肥料	483.75 kg	1回／年	冬季施工
-------------	-----------	------	------

4. 松くい虫防除…樹幹注入剤	1式	1回／年	冬季施工
-----------------	----	------	------

*標準施肥量 高木・・・1.25 kg／本

中木・・・0.7 kg／本

低木・・・0.125 kg／本

寄植・玉物等・ 0.65 kg／m²

*寄植は、散布しその他については3～4個所の埋め込みとする。

*混合肥料は、活性堆肥3袋（400／袋）に油粕1袋（20 kg／袋）を混合したものを標準とする。

*活性堆肥は、カウレックス又はパークミンを標準とする。

*消毒薬は、スミチオン、殺ダニ類等を標準とする。

*薬剤散布に際しては、薬剤散布をしようとする前日までに薬剤散布する日時及び薬剤が飛散する恐れがあること等を隣接する民家等に訪問あるいは広報紙（ビラ）等により周知すること。

*松くい虫防除樹幹注入剤は、種類名：酒石酸モランテル液剤、普通物、魚毒性：A類のファイザー製薬社製のグリーンガード・エイト（220ml／本）を標準とする（1年に一回実施）。

（日々の清掃業務について）

田尻歴史館での日常的な美観の維持と環境悪化の防止に努め、以下の維持管理を標準に行ってください。

敷地隣接道路の清掃	休館日を除き毎日
敷地内庭園の清掃及び草刈り	随時
建物内床（畳）の清掃	休館日を除き毎日
建物内便所の清掃	休館日を除き毎日
建物窓ガラスの清掃	3 か月ごと
洋館床ワックス掛	3～4 か月ごと
建物雨樋の清掃	適宜及び台風等強風悪天候のあと

（ゴミ処理について）

田尻歴史館から排出されるゴミは事業系廃棄物です。田尻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び同施行規則に基づき適正に処理願います。

ゴミに関するお問い合わせは、田尻町住民部住民課（電話 072－466－5005）までお問合せください。

詳しくは田尻町ホームページ下記 URL よりご確認ください。

<http://www.town.tajiri.osaka.jp/kakuka/juumin/seikatukankyou/menu/gomi/1463013752070.html>

（参考 ゴみの排出量）

年間約 1,420 kg（令和 7 年度実績）

（受電容量について）

田尻歴史館の現時点でのコンセントの数や設置したエアコンなどから電灯・動力合計は 45KW・KVA（動力 26KW・電灯 19KW）です。最大受電容量は 49KW・KVA ですのであまり余裕がない状態です。新たに設置する電気機器には省電力タイプの機器をご使用ください。

（管理運営に係る費用負担について）

田尻歴史館を管理運営するための費用及び提案事業に要する経費は指定管理者にすべて負担していただきます。

（例） 人件費、消耗品費、印刷制本費、光熱水費（電気・ガス・上下水道代）、委託契約料（機械警備（警備機器の設置及び撤去を含む）・植栽管理業務・消防設備点検業務等）、修繕料、通信費（電話代・インターネット接続料等）、ゴミ処分料等々。

（田尻歴史館休館日について）

田尻歴史館の休館日及び開館時間は田尻歴史館設置条例施行規則第8条により、休館日が毎週水曜日と年末年始（12月29日から1月3日）、開館時間が午前9時から午後6時までと定めています。イベント等で臨時に変更する場合は、教育委員会の承認が必要です。

休館日及び開館時間を根本的に変更する場合は、規則の改正が必要となりますので計画書にその旨を記載してください。